

「(仮) 逗子市パートナーシップ宣誓制度の創設について」に関するパブリックコメントの実施結果について

ご意見をお寄せいただきありがとうございました。

お寄せいただきましたご意見に対する市の考え方をとりまとめましたので、ここに公表いたします。

- 1 意見募集の期間 令和元年12月2日(月)から令和2年1月6日(月)まで
- 2 意見の数 4件
- 3 意見提出人数 4人
- 4 意見内容の概要

区分	件数
同性パートナー、事実婚の方々に対しそれぞれ並列ではない制度の検討を望む。	1件
事実婚を含むことに賛成する。	1件
制度名称について、「同性パートナーシップ宣誓制度」を提案する。本制度は、本来現在の法律ではカップルと認められない人たちの運動から作られてきたのであり、そこに便乗するように事実婚カップルがあるようで反対する。	1件
制度実施を喜んでいる。事実婚についてもパートナーシップ制度に含んで欲しい。	1件

5 市の対応区分

記号	対応区分	件数
○	意見を反映し、素案を修正するもの	
□	意見の趣旨や考え方が既に素案に盛り込まれているもの	1件
■	意見は反映させないが、今後の事業実施時等に参考とするもの	
▲	ご意見を反映することが困難なため、素案どおりとしたもの	2件
◆	今回のパブリックコメント対象外の内容であり、参考意見として扱うもの	1件

6 意見の内容と市の対応

意見概要	整理番号	意見内容	採否	意見数	採否の理由
同性パートナー、事実婚の方々に対しそれぞれ並列ではない制度の検討を望む。	1	<p>返子市において「パートナーシップ宣誓制度の創設」が検討されているのは素晴らしいことと思います。このたびパブリックコメントを募集していると知り、きっかけとなった「同性パートナーシップの公的承認についての陳情」と、賛成多数で了承された市議会の委員会の議事録を拝見しました。陳情は同性パートナーシップの承認制度を求める内容となっていて、議会でも同性パートナーシップについての審議がされていました。</p> <p>今回出された「(仮) 返子市パートナーシップ宣誓制度(案)」には、対象は“性的マイノリティ及び事実婚の二人”とされています。一方で、陳情の陳情理由には「同性パートナーシップ条例」「同性パートナーシップ宣誓制度」が記されていました。</p> <p>パブリックコメントを求められている「(仮) 返子市パートナーシップ宣誓制度(案)」になんとも違和感があり、考えました。そして、同性カップルと事実婚カップルのかかえている問題の質が違うのに、対象のところで“性的マイノリティ及び事実婚の二人”と並列で書かれていることに違和感があると気づきました。</p> <p>2019年12月12日「性同一性障害」と診断された50代の経済産業省職員が国に職場での処遇改善と慰謝料を求めた訴訟の判決で、東京地裁は“トイレの利用制限は違法”として取り消し、132万円の国家賠償を認めたと報道されました。裁判をおこななければならない「性同一性障害」の方々のおかれている状況の厳しさの一端が分かる報道でした。その方々にとってのパートナーシップ宣誓制度の必要性を考えると、事実婚の方々と法的な制度上の不利益は同じでも、偏見や差別の質の違いからおきる精神的負担や生活上の不利益は同じではないでしょう。</p> <p>同性パートナーシップを作った行政は、行政の制度上の問題だけでなく、その向こうにある偏見や差別も含めて性的マイノリティの方々の人権を認めているこ</p>	▲	1件	<p>制度創設にあたり、対象を同性間に限定すると、トランスジェンダーなど他の性的マイノリティの人々が本宣誓制度の対象とならないことになります。</p> <p>広く多様性に配慮することを念頭に、制度設計をした結果、性的マイノリティと事実婚を区別することなくパートナーとして公的に認めるとしました。</p>

		<p>とになります。一方で事実婚を並列で記されている宣誓制度からは、“行政の向いている方向が行政の制度上の権利の保障のみ”の印象になってしまいます。これでは、創設経緯に書かれている“性別に関わらず誰もがその人権を保障され・・・”の文言とは、似て非なるものになってしまう可能性があると思います。また、陳情を審議し、賛成多数で了承した市議会の意義も薄れてしまいます。</p> <p>人権が保障されるまちは、いのちが大切にされるまちです。市の行政がいのちを大切にす施策を積極的に行うことは、市民を刺激し、住みよいまちの基礎となると思います。是非、同性パートナーの方々に対して、また事実婚の方々に対して、それぞれ人権が保障され多様性を認め合いながら自由で平等な街の実現を目指す制度となるよう、並列ではない制度のご検討をお願いいたします。</p>			
事実婚を含むことに賛成する。	2	<p>パートナーシップの趣旨から事実婚を含むことに賛成します。</p> <p>また、パートナーシップ制度を利用しているカップルには税制上の扶養を認めるよう市として国に働き掛けてください。</p> <p>パートナー同士がそれぞれ経済的に自立できるくらい所得がある場合は、社会保険上と税金上はさほど不利はないのですが、どちらかの所得が扶養の範囲内になると、税は法律婚主義なため扶養に入れられず不利益を被ります。</p> <p>また、選択的夫婦別姓を導入するよう市として国に働き掛けてください。長年に渡り国連からも指摘されている事項です。夫婦同姓を強制しているのは、世界では日本だけとなりました。</p> <p>昨年11月5日から住民票とマイナンバーカード、昨年12月2日から運転免許証への旧姓併記が始まりましたが、経済活動と密接な金融機関での口座開設は旧姓では難しいことから、実効的ではないことがわかっています。</p>	◆	1件	税制などの法的な権利については、今後も当事者の立場に立ち研究して参ります。
制度名称について	3	1、制度の名称について	▲	1件	制度創設にあたり、

<p>て、「同性パートナーシップ宣誓制度」を提案する。本制度は、本来現在の法律ではカップルと認められない人たちの運動から作られてきたのであり、そこに便乗するように事実婚カップルがあるようで反対する。</p>		<p>すでに制度を実施している自治体によって、同種の制度の呼び名は、「同性パートナーシップ制度」、「パートナーシップ制度」、「パートナーシップ宣誓制度」など、様々である。</p> <p>一般的にこの制度をなんと呼ぶべきか？は、内容にかかわるものであるから、内容について述べてからということになりますが、私は、「同性パートナーシップ宣誓制度」を提案します。</p> <p>一昨年9月定例議会では、同性のパートナーシップの公的承認という陳情が了承されたものです。そもそもこの制度が必要とされるのは、法的な権利保障が全くない同性カップルに対して、せめて証明書だけでも発行しよう、ということが始まったのではないのでしょうか？</p> <p>「同性パートナーシップ制度」ではなく「パートナーシップ制度」という名称が標準化されつつあるように思われますが（横須賀市や鎌倉市）逗子市では「同性パートナーシップ宣誓制度」を要望します。</p> <p>2、対象について</p> <p>「性的マイノリティ及び、事実婚の二人」と規定していますが、この制度は、上記のようにLGBTの人たちの要望から始まりました。事実婚まで対象にした場合、当事者たちの生きづらさを少しでも解消して、制度をきっかけとして性的少数者に対する市民の理解を広げていくという効力が弱まってしまうと考えます。</p> <p>本来、現在の法律ではカップルと認められない人たちの運動から作られてきたものであり、そこに便乗するように事実婚カップル(法律で認められるのに)があるようで私は反対です。</p>		<p>対象を同性間に限定すると、トランスジェンダーなど他の性的マイノリティの人々が本宣誓制度の対象とならないことになります。</p> <p>広く多様性に配慮することを念頭に、制度設計をした結果、性的マイノリティと事実婚を区別することなくパートナーとして公的に認めるとしました。</p>
<p>制度実施を喜んでいる。事実婚についてもパートナーシップ制度に含んで欲しい。</p>	<p>4</p>	<p>逗子パートナーシップ宣誓制度の創設についてやっとなり市でも実施するんだー！！と喜んでおります。事実婚についてもパートナーシップ制度に含んでいただきたくお願いいたします。</p>	<p><input type="checkbox"/></p>	<p>1件</p> <p>制度創設にあたり、対象を同性間に限定すると、トランスジェンダーなど他の性的マイノリティの人々が本宣誓制度の対象とならないこと</p>

					<p>になります。</p> <p>広く多様性に配慮することを念頭に、制度設計をした結果、性的マイノリティと事実婚を区別することなくパートナーとして公的に認められました。</p>
合計	4件			4件	